

## 調 達 公 告

次のとおり制限付一般競争入札を行うので公告する。

ただし、当センターの令和8年度予算が成立しないとき、あるいは本業務の財源である鳥取県産業技術センター運営費補助金が含まれる鳥取県の令和8年度予算が鳥取県議会令和8年2月定例会において否決されたとき、若しくは同補助金の交付決定が行われなかったときは落札を決定しない。

令和8年2月25日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

総務部長 岸本 幸

(公印省略)

### 1 委託業務の内容

#### (1) 業務の名称及び数量

令和8年度鳥取県産業技術センター建物点検等業務一式

#### (2) 業務の仕様

別添仕様書のとおり

#### (3) 完了期限

令和8年9月30日(水)

### 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 鳥取県が定める区分「建築関係建設コンサルタント業務」(建築設計Aランク)であること
- (4) 建築士法第23条の規定に基づき登録を受けた事業所であること

### 3 契約担当部署

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター総務部総務室

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び業務の使用に関する問合せ先

〒689-1112 鳥取県鳥取市若葉台南7丁目1-1

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター総務部総務室(担当:高多)

電話 0857-38-6200

電子メール [tiit@tiit.or.jp](mailto:tiit@tiit.or.jp)

#### (2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月25日(水)から同年3月4日(水)までの間に地方独立行政法人鳥取県産業技術センターのホームページ(<http://tiit.or.jp/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するので(1)の問合せ先に電話連絡すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月25日(水)から同年3月4日(水)までの日(祝日、日曜日及び土曜日を除く。)

の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

なお、入札説明書の9(9)による再度入札を行う際、応札意向がある者は、初回入札とは別に密封された2回目以降の入札書を同封すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月19日(木) 午前10時 即時開札

イ 場所

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター大会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封して提出しなければならない。
- (2) 入札に参加を希望する者にあつては、入札説明書7による事前提出物を作成の上、令和8年3月5日(木)午後5時までに持参又は郵送により4の(1)の場所へ提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類の記載内容に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者(入札者)の負担とする。
- (5) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (6) 提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加するものは、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を指定する期限までに提出しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部または一部を免除する場合がある。

ア 令和3年鳥取県告示第457号(物品の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するものであつて、落札後に契約を締結しない恐れがないと認められるとき。

イ 保険会社との間で地方独立行政法人鳥取県産業技術センターを被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合は、その全額又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で地方独立行政法人鳥取県産業技術センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他の法人と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結し、入札日から過去2年の間にこれを誠実に履行したと認められ、かつ、

本件入札で締結する契約を履行しない恐れがないと認められるとき。  
ウ 契約を締結する場合に売払代金が即納される時。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、及び本件調達広告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格以上で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上あるときは、くじ（抽選）により、落札者を決定する。

### (4) 手続きにおける交渉の有無

無

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。